

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 19 年 3 月 30 日 (金) 第 7 8 7 5 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (293) (指導管理室) 2 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (294) (東部総合事務所県民局) 2 保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (295~297) (日野総合事務所農林局) 2 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院の一部改正 (298) (医務薬事課) 4 結核予防法による医療機関の指定の辞退 (299) (米子保健所) 5 第 10 次鳥獣保護事業計画 (300) (公園自然課) 5 鳥取県イノシシ保護管理計画の決定 (301) (〃) 5 特定鳥獣の狩猟期間の延長 (302) (〃) 5 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例による保護管理事業計画 (303) (〃) 6 土地改良事業の同意 (2件) (304・305) (耕地課) 7 県営土地改良事業の工事の完了 (306) (〃) 7 土地改良法による換地計画の決定 (307) (〃) 7 国土調査の成果の認証 (308) (〃) 8 鳥取港港湾計画の変更 (309) (空港港湾課) 9
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (38) 9
◇ 内水面漁 管委告示	平成 19 年度第 5 種共同漁業権者に係る増殖目標量 (1) 10 コイの持ち出し等の禁止等に関する指示 (2) 10 コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲 (3) 11
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2件) (森林保全課) 12

告 示

鳥取県告示第 293 号

鳥取県収入証紙規則（昭和 39 年鳥取県規則第 17 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
616	財団法人鳥取県交通安全協会鳥取地区協会	所在地	鳥取市青葉町三丁目 127	鳥取市千代水三丁目 100	平成 19 年 3 月 5 日

鳥取県告示第 294 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成 19 年 5 月 14 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 1 申請のあった年月日
平成 19 年 3 月 14 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人くらしのお手伝いよねさと
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
武田 稔
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市古郡家 105
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、主に米里地区住民に、防犯防災に関する啓発活動・マップ製作・講習会・耐震器具の斡旋取り付け等の地域安全活動、環境美化意識向上のためのリサイクル活動・広報活動・講習会等の環境保全活動、子どもと高齢者の世代間交流事業等子どもの健全育成活動、地産地消支援のための生産者と消費者のふれあい市開催等町づくり推進活動など諸事業を実施することにより地域の活性化に貢献し、もって米里地区住民の福祉増進に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
役員定数

鳥取県告示第 295 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3

において準用する同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町河上字北平山 1322、1323 の 1、1324
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採を禁止する。
イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 296 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
日野郡日野町中菅字滝山東平ラ 464 の 3、464 の 4、464 の 30、464 の 31（以上 4 筆については、次の図に示す部分に限る。）、字滝山西平ラ 537 の 4、537 の 22、537 の 30、537 の 31、537 の 33、537 の 38、537 の 39（以上 2 筆については、次の図に示す部分に限る。）、537 の 43 から 537 の 45 まで
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 297 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町中菅字滝山東平ラ 464 の 2、464 の 3（以上 2 筆については、次の図に示す部分に限る。）、464 の 5、464 の 29、464 の 30、（以上 2 筆については、次の図に示す部分に限る。）、464 の 33 から 464 の 36 まで、字滝山西平ラ 537 の 1、537 の 3、537 の 5、537 の 34 から 537 の 36 まで、537 の 37（次の図に示す部分に限る。）、537 の 40、537 の 46、字市ノ原奥 569 の 1、572、573、575 の 1（次の図に示す部分に限る。）、字中山 579 の 5

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 298 号

平成 17 年鳥取県告示第 920 号（鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																		
1 及び 2 略	1 及び 2 略																		
3 救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（1 及び 2 に掲げるもの並びに国立大学法人鳥取大学附属病院を除く。）	3 救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（1 及び 2 に掲げるもの並びに国立大学法人鳥取大学附属病院を除く。）																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療法人仁厚会藤井政雄記念病院</td> <td style="text-align: center;">倉吉市山根 43 - 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	略		医療法人仁厚会藤井政雄記念病院	倉吉市山根 43 - 1	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療法人仁厚会藤井政雄記念病院</td> <td style="text-align: center;">倉吉市山根 43 - 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療法人厚生会米子中海病院</td> <td style="text-align: center;">米子市彦名町 1250</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	略		医療法人仁厚会藤井政雄記念病院	倉吉市山根 43 - 1	医療法人厚生会米子中海病院	米子市彦名町 1250	略	
名 称	所 在 地																		
略																			
医療法人仁厚会藤井政雄記念病院	倉吉市山根 43 - 1																		
略																			
名 称	所 在 地																		
略																			
医療法人仁厚会藤井政雄記念病院	倉吉市山根 43 - 1																		
医療法人厚生会米子中海病院	米子市彦名町 1250																		
略																			

鳥取県告示第 299 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日
川人薬局	米子市茶町 69	平成 19 年 3 月 15 日

鳥取県告示第 300 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、第 10 次鳥獣保護事業計画を定めたので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 第 10 次鳥獣保護事業計画の期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
- 2 第 10 次鳥獣保護事業計画の内容
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、計画書を鳥取県生活環境部公園自然課、東部総合事務所生活環境局生活安全課、中部総合事務所生活環境局生活安全課、西部総合事務所生活環境局生活安全課及び日野総合事務所福祉保健局保健衛生課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第 301 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、鳥取県イノシシ保護管理計画を定めたので、同条第 7 項において準用する同法第 4 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

（「次のとおり」は省略し、計画書を鳥取県生活環境部公園自然課、東部総合事務所生活環境局生活安全課、中部総合事務所生活環境局生活安全課、西部総合事務所生活環境局生活安全課及び日野総合事務所福祉保健局保健衛生課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第 302 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の狩猟の期間を延長する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 狩猟の期間を延長する特定鳥獣の種類 イノシシ
- 2 狩猟の期間を延長する区域 鳥取県全域
- 3 延長する狩猟の期間 平成19年11月1日から同月14日までの日及び平成20年2月16日から同月29日までの日、同年11月1日から同月14日までの日及び平成21年2月16日から同月28日までの日、同年11月1日から同月14日までの日及び平成22年2月16日から同月28日までの日、同年11月1日から同月14日までの日及び平成23年2月16日から同月28日までの日並びに同年11月1日から同月14日までの日及び平成24年2月16日から同月28日までの日

鳥取県告示第303号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第24条第1項の規定に基づき保護管理事業計画を定めたので、同条第4項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び閲覧に供する。

なお、県以外の者は、その行う保護管理事業に係る事業計画が保護管理事業計画に適合しているときは、その旨の知事の認定を受けることができる。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保護管理事業計画の概要
 - (1) 鳥取県クマガイソウ保護管理事業計画
 - ア 事業の目標
木漏れ日が差し込む生育環境を保全し、及び再生させることにより、本種が自然状態で安定的に生育できる環境を維持すること。
 - イ 事業の区域
県内における本種の分布域
 - ウ 事業の内容
生育環境等に関する調査を継続的に行うとともに、地域住民その他の関係者と連携を図りながら、生育地となる林床を保全し、及び管理する。
 - (2) 鳥取県ヒゴタイ保護管理事業計画
 - ア 事業の目標
多くの陽光が差し込む生育環境を保全し、及び再生させることにより、本種が自然状態で安定的に生育できる環境を維持すること。
 - イ 事業の区域
県内における本種の分布域
 - ウ 事業の内容
生育環境等に関する調査を継続的に行うとともに、地域住民その他の関係者と連携を図りながら、生育地となる草地を保全し、及び管理する。
- 2 閲覧に供する場所
鳥取県生活環境部公園自然課及び各総合事務所の生活環境局生活安全課（日野総合事務所にあつては、福祉保健局保健衛生課）
- 3 その他

詳細については、鳥取県生活環境部公園自然課（電話0857-26-7872）に問い合わせること。

鳥取県告示第 304 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、北栄町が行う土地改良事業（基幹水利施設管理事業東伯地区維持管理）について平成19年3月27日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第 305 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、琴浦町が行う土地改良事業（基幹水利施設管理事業東伯地区維持管理）について平成19年3月27日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第 306 号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
県営一般農道整備事業東高尾第2地区農道整備	平成18年12月13日
県営中山間地域総合整備事業日野川左岸地区区画整理（黒坂工区）	平成16年3月29日
県営中山間地域総合整備事業日野川左岸地区区画整理（津地工区）	平成16年6月10日
県営中山間地域総合整備事業日野川左岸地区区画整理（洲河崎工区）	平成18年6月8日

鳥取県告示第 307 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る船郡地区（見槻2工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間

平成19年3月30日から同年4月19日まで

3 縦覧に供する場所

八頭町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第 308 号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥 取 市	平成17年度から平成18年度まで	鳥取市(福部町左近の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市福部町左近の一部	平成19年3月30日
〃	〃	鳥取市(用瀬町別府の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市用瀬町別府の一部	〃
〃	〃	鳥取市(国府町神垣の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市国府町神垣の一部	〃
〃	平成16年度から平成18年度まで	鳥取市(気高町日光及び気高町下坂本の各一部002)の地籍図及び地籍簿	鳥取市気高町日光及び気高町下坂本の各一部002	〃
〃	平成17年度から平成18年度まで	鳥取市(気高町日光及び気高町下坂本の各一部003)の地籍図及び地籍簿	鳥取市気高町日光及び気高町下坂本の各一部003	〃
〃	〃	鳥取市(福部町蔵見の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市福部町蔵見の一部	〃
米 子 市	〃	米子市(淀江町稲吉の一部)の地籍図及び地籍簿	米子市淀江町稲吉の一部	〃
倉 吉 市	〃	倉吉市(福積の一部)の地籍図及び地籍簿	倉吉市福積の一部	〃
〃	〃	倉吉市(福守、不入岡及び国府の各一部)の地籍図及び地籍簿	倉吉市福守、不入岡及び国府の各一部	〃

八 頭 町	〃	八頭町（清徳の全部） の地籍図及び地籍簿	八頭町清徳の全部	〃
南 部 町	〃	南部町（原の一部）の 地籍図及び地籍簿	南部町原の一部	〃
伯 耆 町	平成 16 年度から 平成 18 年度まで	伯耆町（父原の一部） の地籍図及び地籍簿	伯耆町父原の一部	〃
〃	平成 14 年度から 平成 18 年度まで	伯耆町（久古、福岡原 及び岸本の各一部）の 地籍図及び地籍簿	伯耆町久古、福岡原及 び岸本の各一部	〃
日 南 町	平成 16 年度から 平成 18 年度まで	日南町（阿毘縁の一部） の地籍図及び地籍簿	日南町阿毘縁の一部	〃
〃	〃	日南町（花口の一部） の地籍図及び地籍簿	日南町花口の一部	〃

鳥取県告示第 309 号

鳥取港港湾計画について軽易な変更をしたので、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 3 条の 3 第 9 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 港湾計画の変更の概要

平成 15 年鳥取県告示第 158 号（鳥取港港湾計画の変更について）によりその概要を告示した鳥取港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

小型船だまり計画において次の防波堤を追加する。

地区名	名称	数量
西浜	防波堤	30 メートル

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

鳥取市東町一丁目 220 鳥取県県土整備部空港港湾課

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第 38 号

平成 19 年第 4 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

1 日時 平成 19 年 4 月 3 日（火） 午後 1 時 40 分

2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員会室

3 議題

(1) 鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙において委員長が専決処分した事項について

(2) その他

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

内水面における第 5 種共同漁業の免許を受けた者が、平成 19 年度において達成すべき当該内水面における増殖目標量を次のとおり定めたので告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

第 5 種共同漁業権者			増殖目標量										
免許番号	漁業権者の名称	漁場の区域	種苗の放流					産卵床の造成				ぼら及びせいごの稚魚のそ上支援のための障害物の除去(回)	
			あ ゆ (千尾)	溪流魚 (千尾)	こ い (千尾)	ふ な (千尾)	う なぎ (kg)	わかさぎ (千粒)	あ ゆ (平方メートル)	わかさぎ (平方メートル)	しらうお (平方メートル)		え び (平方メートル)
内共第 1 号	千代川漁業協同組合	千代川水系に係る河川	1,180	183	-				3,000 ～ 4,000				
内共第 2 号	天神川漁業協同組合	天神川水系に係る河川	160	65	-								
内共第 3 号	日野川水系漁業協同組合	日野川水系に係る河川	1,500	150	-		40		12,000				
内共第 4 号	湖山池漁業協同組合	湖山池			-	70	30	10,000		300	600	2,000	-
内共第 5 号	東郷湖漁業協同組合	東郷池			-	60	60	-		5,000	2,000	2,000	1

注 溪流魚は、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）及びにじますの合計を指す。

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 2 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定に基づき、コイの持ち出し等について次のとおり指示する。

平成19年3月30日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

1 指示内容

(1) コイの持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルスを保有しているコイが確認された県内公共用水面及びこれと接続一体をなす水面で鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定する範囲（以下「当該水域」という。）から、コイを持ち出したうえ、当該水域以外の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

イ 委員会は、当該水域の範囲を指定したときは、速やかに公表するものとする。

(2) コイの放流等の制限

ア 当該水域には、いかなるコイも放流してはならない。

イ 当該水域を除く県内公共用水面及びこれと接続一体をなす水面に増殖目的で次の表の左欄に掲げるコイを放流しようとする場合は、同表の右欄に掲げる事項を遵守しなければならない。

県内で飼育された放流用のコイ	当該コイ群について、鳥取県栽培漁業センターによる所要の飼育観察を行った上で、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。以下同じ。）によりコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。
県外で飼育された放流用のコイ	当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、委員会事務局に対して、当該コイ群がコイヘルペスウイルス病汚染水域由来でないことを報告し、及び公的機関が実施した当該コイ群に関するPCR検査の結果を証明する書類を提出すること。

ウ 生死を問わず、県内公共用水面及びこれと接続一体をなす水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号

平成19年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号に基づき、コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成19年3月30日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

- (1) 鳥取市河原町曳田の佐貫橋より下流の千代川本流
- (2) 佐貫橋より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭町西御門の久能寺堰（以下「久能寺堰」という。）より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰（以下「大口堰」という。）から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。）及びそれに接続するすべての用水路
- (3) 久能寺堰から取水する久能寺用水及びそれに接続するすべての用水路
- (4) 大口堰から取水する用水路及びそれに接続するすべての用水路
- (5) 鳥取市の湖山池
- (6) 日野町安原の日野川から取水する安井井手及びそれに接続するすべての用水路
- (7) 安井井手と日野川の合流点より下流の日野川本流
- (8) 江府町大字武庫の俣野川から取水する一旦井手及びそれに接続するすべての用水路

- (9) 一旦井手と武庫井手の合流点より下流の武庫井手及びそれに接続するすべての用水路
- (10) 武庫井手と俣野川の合流点より下流の俣野川本流
- (11) 江府町大字洲河崎の日野川から取水する久連井手及びそれに接続するすべての用水路
- (12) 伯耆町荘の日野川から取水する荘古市大井手水路及びそれに接続するすべての用水路
- (13) 荘古市大井手水路と谷山川の合流点より下流の谷山川
- (14) 荘古市大井手水路と野上川の合流点より下流の野上川
- (15) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水及びそれに接続するすべての用水路
- (16) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水と小松谷川の合流点より下流の小松谷川本流
- (17) 米子市兼久における佐野川用水と法勝寺川の合流点より下流の法勝寺川本流
- (18) 伯耆町溝口の日野川から取水する尾高井手及びそれに接続するすべての用水路
- (19) 伯耆町吉定の日野川から取水する箕蚊屋用水及びそれに接続するすべての用水路
- (20) 伯耆町岸本の砂田橋上流側を上流端とする野本川及び野本川と佐陀川の合流点より下流の佐陀川本流
- (21) 伯耆町金廻の日野川から取水する五千石井手及びそれに接続するすべての用水路
- (22) 五千石井手と大川の合流点より下流の大川
- (23) 米子市皆生から日野川との合流点までの水貫川
- (24) 日野川及び法勝寺川から取水する米川用水路及びそれに接続するすべての用水路

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 3 月 9 日付鳥取県告示第 211 号）の内容
（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

橋本 一二	鳥取市鹿野町河内字上野 995
〃	鳥取市鹿野町河内字上野 999 の 1
〃	鳥取市鹿野町河内字上野 999 の 2
中田すみ子	鳥取市鹿野町河内字上野 1001 の 2
〃	鳥取市鹿野町河内字上野 1002 の 2

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成19年3月9日付鳥取県告示第212号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

坂本 二雄	倉吉市桜字谷山 66 の 1
〃	倉吉市桜字谷山 66 の 3
〃	倉吉市桜字谷山 67 の 1
山本 節雄	倉吉市関金町関金宿字积迦山 1848 の 8
加藤 操	倉吉市関金町関金宿字积迦山 1848 の 16
鳥飼 昇	〃
〃	倉吉市関金町関金宿字积迦山 1849 の 9
杉本 米蔵	倉吉市関金町関金宿字积迦山 1849 の 23
梅谷 富義	倉吉市関金町関金宿字积迦山 1849 の 28
鳥飼 昇	倉吉市関金町関金宿字积迦山 1849 の 30
伊東 俊彦	倉吉市関金町関金宿字イノコ谷 2083 の 3
〃	倉吉市関金町関金宿字イノコ谷 2083 の 7

笠原 元吉	倉吉市関金町関金宿字イノコ谷 2083 の 9
牧野 米利	倉吉市関金町関金宿字イノコ谷 2083 の 10
笠原 元吉	倉吉市関金町関金宿字イノコ谷 2083 の 13
作野 茂利	倉吉市関金町関金宿字イノコ谷 2084 の 5
梅谷 たみ	倉吉市関金町関金宿字イノコ谷 2084 の 8
友兼 晴蔵	倉吉市関金町関金宿字イノコ谷 2084 の 10
松本 文一	倉吉市関金町関金宿字イノコ谷 2084 の 11
石賀 重雄	〃
小谷 秀松	倉吉市関金町関金宿字イノコ谷 2084 の 16
宮本千代蔵	倉吉市関金町関金宿字イノコ谷 2084 の 18
保田 政吉	〃
山本 太一	倉吉市関金町関金宿字イノコ谷 2084 の 20
牧野 貞市	倉吉市関金町関金宿字イノコ谷 2084 の 26
山本 たま	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2137 の 4
植森 勝太	〃
蔵本 栄吉	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2137 の 9
石賀 重雄	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2137 の 12
太田 かつ	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2137 の 13
山本 太一	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2137 の 14
杉本 米蔵	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2138 の 2
矢城 金治	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2138 の 5
〃	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2138 の 6
〃	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2138 の 7
天野 博	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2138 の 9
伊東 俊彦	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2138 の 11
蔵本 栄吉	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2138 の 17
山本 節雄	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2138 の 20
竹内 惣一	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2138 の 22
伊東 俊彦	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2139 の 2
藤井 善蔵	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2139 の 4
福井 信義	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2139 の 6
吉田 光義	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2139 の 11
山名 清一	〃

小川 賢蔵	〃
蔵本 岩吉	〃
井東 広吉	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2139 の 12
蔵本 岩吉	〃
蔵本 国治	〃
椿 光治	〃
進木 直好	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2139 の 13
杉谷 岩雄	〃
増田 豊治	〃
田中 国蔵	〃
保田 ゆう	〃
杉谷 久治	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2140 の 1
藤原 勇治	〃
藤原与太郎	〃
宮本千代蔵	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2140 の 2
石賀 重雄	〃
石田 久治	〃
進木 市治	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2140 の 3
太田 かつ	〃
田中 一平	〃
松本 文一	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2140 の 4
森本 平市	〃
杉谷 金市	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2140 の 5
蔵本 国治	〃
藤原 喜平	〃
牧野 米利	〃
作野 茂利	倉吉市関金町関金宿字本堂山 2140 の 6
蔵本 国治	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え
置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 倉吉市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課